

新教育基本法案 Q&A

Q 改正する理由はどこにあるのでしょうか？

国会に提出された「教育基本法案」（以下、改正案）の「理由」書には、「我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、時代の要請にこたえる我が国の教育の基本を確立するため」に現行法の全部を改正するとしています。この「諸情勢の変化」とは文科相が国会で行った趣旨説明では「科学技術の変化、情報化、国際化、少子高齢化など」とされています。そして「時代の要請」にこたえる内容は小泉首相の本会議答弁では「道徳心や自律心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与など」とされています。しかし、現行法が「諸情勢の変化」に対応できていないことについては一切説明がなされていませんし、「道徳心など」がどうして重視されなければならないのかの説明もされていません。

提案理由には、子どもの学力問題、いじめ、教育費負担、子どもの安全問題など多くの父母・市民が抱えている教育上の課題・問題にはまったく触れられていません。これは、今回の改正案は最初からこのような問題を解決しようとして立案されたものでないからです。改正案は、父母・市民の願い、思いに応えようとするものではないのです。

それでは何をねらっているのでしょうか。それは教育の役割を、子どもの人間としての全面的発達から、愛国心を持った勝ち組を選抜し、負け組みが不平を言わずに国家に従順になるように仕込むこと、グローバル経済のもとで日本が勝者になるために必要な社会をつくることに変えることです。そして、改正を目指している新憲法のもとで、日米一体となった軍事戦略を担う日本人づくりを行おうとしているのです。

Q 日本国憲法の精神は生かされているのでしょうか？

現行法の前文では、冒頭で日本国憲法の理想の実現は、教育の力にまつべきものであると、日本国憲法と教育基本法の一体性を宣言しています。しかし改正案では、この部分を「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。」と書き換えて、教育基本法と日本国憲法との関係を切断しています。

そして、現行法では「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と規定されている部分が、「我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」と改められています。「真理と平和」が「真理と正義」となり、「公共の精神」が付け加えられているのです。

日本国憲法第 13 条に規定された個人の尊厳原理を受けて現行法に規定されている「個人の尊厳」は、「正義」「公共の精神」と同じ場所に置かれることにより重要さが薄れています。アメリカのブッシュ大統領は「正義(justice)」という言葉を用いてイラク攻撃を行いました。「正義」という名のもとに戦争を行って来ました。「平和」が削られて、「正義」という言葉が入れられたのは、改正案が、日本国憲法の平和主義を変質させようとしているからなのです。

Q 教育の目的、方針はどのように変えられようとしているのでしょうか？

現行法では第 1 条（教育の目的）で「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定しています。これは、個人の尊厳（日本国憲法 13 条）を踏まえて、教育の第一次的目的が、良き国民育成ではなく、良き人間の形成に求められるべきことを明らかにする、という画期的な意義を持っています。そして、現行法は第 2 条(教育の方針)で、「教育の目的はあらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」と定め、教育が、「学問の自由を尊重し」、「自他の敬愛と協力」に基づいて行われるべきことを宣言しています。これは、人格の完成を目的とする教育が、自由な教育空間の中でこそ実行されるべきことを宣言するものなのです。

教育基本法の改正を求めた 2003 年の中央教育審議会の答申では「現行法に定められた基本理念（教育の目的及び教育の方針）は、憲法の精神に則った普遍的なものであり、引き続き規定することが適当である」と現行法の基本理念を尊重するよう求めていました。しかし、ふたを開けてみれば、教育の目的と方針は大きく変えられてしまっています。

改正案では、第 1 条（教育の目的）から「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」が削除され、「必要な資質」という言葉に置き換えられてしまっています。そして、第 2 条（教育の方針）の見出しが（教育の目標）に変えられ、そこに「必要な資質」として子どもに内面化されるべき徳目が列挙されているのです。これにより、改正案は、国家道徳強制法とでも言うべき性格を持たされているのです。

確かに、「個人の価値」「自主的精神」といった言葉は新しい第 2 条に掲げられています。しかし他の目標と関連づけられることでその意味が変えられています。例えば「個人の価値」は「その能力を伸ばし」と関連づけられることで、一人一人が重視されるという意味から、競争する個々人の能力という意味に。「自主的精神」も「自主及び自律の精神」となり、自由主義競争のもとでの自己責任という意味になっているのです。

改正案の教育の目標からは、教育における能力主義の徹底、競争主義の推進を図ろうとしていることが読み取れます。そのための国による教育内容統制の根拠として教育の目標の各項目が機能することになります。

Q 愛国心教育から内心の自由は守られるのでしょうか？

改正案の第2条(教育の目標)の第5号に「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が定められました。

政府および自民・公明党は「愛する国」には国家権力や政府といった「統治機構」は含まれないと説明しています。また「国を愛する心」ではなく「国を愛する態度」だから「内心の自由」は侵さないとも主張しています。

しかし改正案が成立したら拡大解釈、拡張解釈されるおそれは十分に予測され、「統治機構」を「愛すること」が強制される危険性は十分にあります。いま行われている説明は将来に対して何の歯止めにもなりません。

改正案は「内心の自由」を保障するのでしょうか。もし「国を愛する心」を強制するのであればこれは憲法に抵触する行為になります。また「心」の中身は評価することもできません。しかし「態度」は「心」が発現したものと理解され、それは具体的に測定・評価できるものとなります。「心」のあり方は多様ですから、子どもたちに「心」を身に付けること、教師に「心」を教えることは強制できませんが、「態度」を身に付けること、教えることは強制可能になります。表面に出てこない「心」は「内心の自由」で保障されているとして具体的な行動で示される「態度」を強制しようとするのが改正案の特徴です。

東京都教育委員会の入学式・卒業式における異常とも思える日の丸・君が代の強制を思い起こす必要があります。起立・斉唱という行動・態度を通して子ども・父母・教職員の「内心の自由」はみるも無惨に踏みにじられているのです。

「愛国心」自体を否定する必要はありません。しかし教育の場で「愛国心教育」が行われるようになったのは徴兵制を前提とした近代軍隊の成立が大きなきっかけであったという教育史上の事実を忘れてはいけません。

Q 教育の機会均等は維持されるのでしょうか？

2004年6月16日に出された「与党教育基本法改正に関する検討会」の中間報告では「教育の機会均等」の項目で「国民は、能力に応じた教育を受ける機会を与えられ・・・」と「ひとしく」という言葉が削除されていました。これには大きな反発があり、結局「ひとしく」という言葉は復活しました。それでは現行法と同じように機会均等の理念は維持されたのでしょうか。改正案を詳細に見てみると巧妙に機会均等理念を形骸化しようとしていることが分かります。

改正案の第2条の2号では「個人の価値を尊重して」に続いて「その能力を伸ばし」とあり、第5条(義務教育)でも「各個人の有する能力を伸ばしつつ」と規定されています。能力主義を強調することで事実上、教育の機会均等理念の形骸化を図っています。

改正案第4条2項では障害のある者に教育上必要な支援を講じなければならないこと

を定めています。これは障害児・者の学習権を十全に保障しようとするものでしょうか。現行法では障害児・者の学習権は保障されていないのでしょうか。現行法の「能力に応ずる」の解釈については「能力の発達に必要なに応ずる教育」と解釈すべきだとの見解が古くから出され、障害のある者の学習権はより手厚く保障されるべきだと解釈されてきました。あえて 2 項を設けるのは、能力による教育機会の格差を容認したうえで、安上がりな特別支援教育に置き換えようとする意図があるのではないかと懸念されます。

Q 義務教育は充実するのでしょうか？

改正案は義務教育期間を 9 年とするという条文を削除し、「別に法律で定める」としました。これは幼児教育の義務化および学校制度の複線化を念頭に置いたものといわれています。しかし財界などには中等教育を義務教育から外すべきだという考えもあり、義務教育のリストラの可能性も否定できません。今後、能力主義に基づき学校制度を根本的に再編するとき教育基本法に年限が定めてあると改正のハードルが高くなるので削除しようとしていると思われます。

改正案の第 5 条 2 項では義務教育の目的を定めています。そして第 3 項で国及び地方公共団体の役割分担を定めています。これらの規定により、国に義務教育の内容についてまで統制できる法的な根拠が与えられることになります。

国の役割を強調する一方で、第 4 項では「授業料不徴収」を定めています。憲法では「義務教育無償」となっていますが、教育基本法が作られた 1947 年の時点では、国力が回復していないという理由で文字通り泣く泣く「授業料不徴収」に限定したという経緯があります。ここに何も手を加えないということは、今回の改正が教育条件整備や教育財政を充実させようとするものではないことを物語っています。

Q 親の「第一次的責任」は何を意味しているのでしょうか？

改正案は第 10 条（家庭教育）で「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と父母の責任と義務を定めています。父母が子どもの教育について「第一義的責任」があることは子どもの権利条約でも定められていることです。権利条約は同時に子どもにどのような教育を与えるのかを決定する父母の教育の自由も確認しています。

しかし改正案は父母に対して「生活のために必要な習慣」などを子どもに身に付けさせる義務を課しています。国及び地方公共団体は経済的支援ではなく「学習の機会及び情報の提供」などの支援を行うこととなっています。子どもが問題行動を起こしたときは家庭教育に原因があるので、父母はしっかりと対応策を勉強し、それぞれの家庭の責任で解決しなさいと求めているのです。また第 2 条で定める教育の目標は家庭教育にも適用されるので「愛国心教育」を家庭でも行うよう行政が「支援」することも考えられます。

改正案では、第6条(学校教育)で「教育を受ける者」が「規律を重んずる」ことを求め、第13条では学校、家庭及び地域住民その他の関係者の責務を定めています。

改正案では国民にある一定の責務、道徳的行為の実行を求める条文が設けられていることも大きな特徴です。

Q 教師の地位はどう変わるのでしょうか？

現行法第5条では、教師は「全体の奉仕者」とされています。教師が、子どもの人格の完成を目的として(第1条)、子どもと親を中心とした国民が日常的に発する声に応えながら教育を実行していくからこそ(第10条)、このような性格が教師に与えられているのです。しかし法案では「全体の奉仕者」という言葉が削られています。これは、法案が第1条と第2条が変質させられてしまったことに連動してのことです。改正案では教師は国民全体に対して直接に責任を負って教育を実行して行く者ではなく、国家権力の忠実なしもべにさせられようとしています。

Q 行政による「不当な支配」は禁止されるのでしょうか？

改正案では第16条(教育行政)1項で「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」と定めています。「不当な支配の禁止」は残りました。しかし現行法にある「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という言葉が削除され、代わりに「法律の定めるところにより行われる」という言葉が入り、意味はまったく異なるものとなりました。現行法は国家権力、行政も不当な支配の禁止の主体となりうるという考えで制定されました。しかし改正案では「法律」に基づきさえすれば教育の内容、方法にわたって統制することも許されるという内容になりました。

現行法の第2項で定める教育行政の条件整備義務も削除されました。改正案の17条では政府が「教育振興基本計画」を定めることも規定しています。これらの結果、政府は法律及び教育振興基本計画を通して自由に教育を統制できることとなります。改正案が「教育の国家統制法」といわれる所以です。

Q 改正案で日本の教育はよくなるのでしょうか？

改正案では日本の教育はよくなりません。教育における競争を拡大し、子どもの心をしぼり、教師から教える喜びを奪い、父母に大きな負担を強いるものです。日本の教育が多くの問題を抱えるに至ったのは、文科(部)行政が現行法を無視して、一方で教科書検定や行政研修の押付けによって教育内容に介入し、他方で教育の条件整備を怠り、例えば、40人学級を放置してきたらかなのです。いまこそ現行法の理念を生かして、教育を浴していくことが求められています。